

函館工業高等専門学校総合学生支援センター女子学生支援室要項

平成28年3月29日

函高専達第29号

(趣旨)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)総合学生支援センター規程(平成26年3月27日函高専達第25号。以下「センター規程」という。)第4条第2項の規定に基づき、女子学生支援室(以下「支援室」という。)の管理運営及び組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 男女共同参画推進等のための企画、立案及び実施等に関する事。
- 二 支援室のウェブサイトにかかる維持管理に関する事。
- 三 女性教職員等と女子学生との交流に関する事。
- 四 女子学生のための講演会等の企画及び開催に関する事。
- 五 女子学生の社会人基礎力等の育成に関する事。
- 六 男女共同参画の意識啓発に関する事。
- 七 その他、女子学生の支援に関する事。

(組織)

第3条 支援室に、センター規程第4条第1項で定める室長のほか、次に掲げる者を置く。

- 一 室員
- 二 その他校長が必要と認めた者

(室員)

第4条 室員は、本校の教職員のうちから校長が指名し、室長の命を受け、その業務を処理する。

2 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 支援室の事務は、学生課総合学生支援センター事務室において処理する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第16号)

この要項は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。